

市政記者各位

令和6年1月24日
福岡市交通局

福岡市地下鉄駅業務における遺失物現金の着服について

この度、福岡市地下鉄の駅業務を委託している事業者の社員が、勤務駅で拾得した遺失物現金を着服するという事案が発生いたしました。

福岡市地下鉄の信頼を損なう事案が発生したことについて、市民の皆様、地下鉄をご利用のお客様に対しまして深くお詫びするとともに、再発防止に努めてまいります。

1. 事案の概要

令和6年1月20日（土）午前6時53分、お客様が中洲川端駅で現金が入ったクリアケースを落とされ、別のお客様が遺失物として駅窓口に届けられました。

同日夜、現金を落とされたお客様が来駅され遺失物を返却した際に、現金が足りない旨の申し出があったため、届け出時に対応した社員に委託事業者より事情聴取を行ったところ、1月22日（月）になって、4万円を着服した旨の申告がありました。

これを受け、1月23日（火）に交通局及び委託事業者において、現金を落とされたお客様に謝罪のうえ、全額を返金いたしました。

2. 委託事業者

- ・株式会社 J R 西日本中国メンテック福岡支店
福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号
- ・当該社員 53才（男性）

3. 再発防止策等

- （1）委託事業者に対して、再発防止に向けた社員教育など特別研修を命じるとともに、社内の管理体制の強化を徹底させます。
- （2）交通局においては、委託駅への巡回指導など管理・監督機能の強化を徹底してまいります。
- （3）全駅におきまして、現在、遺失物対応の一斉点検を行っており、今回の事案を周知のうえ、厳正な取扱いを徹底いたしております。
- （4）委託事業者に対して、市登録業者としての「競争入札参加停止措置」を行います。

（お問い合わせ先）

交通局営業部 駅務サービス課

辻，藤 TEL 092-732-4126・4273